

一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会

付添看護料共済活動規約

【目的】

第1条 この制度は、広島県内の知的障害者が、病気や傷害(ケガ)を原因として入院した際に要する費用の補助や、第三者に対する法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補填することにより、障害のある人の福祉の充実を図ることを目的とする。

【名称】

第2条 この制度の名称は、一般社団法人広島県手をつなぐ育成会(以下、広島県育成会という。)付添看護料共済活動という。

【事務局】

第3条 この制度の事務局は、広島県育成会事務局内に置く。

【事業】

第4条 この制度は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 入院給付金の給付
 - (2) 傷害(ケガ)特別見舞金の給付
 - (3) 第三者損害賠償金の給付
 - (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業
- ただし、(2)(3)については、然るべき保険会社へ外部委託する。

【加入者】

第5条 この制度の加入者は、広島県育成会会員の家族で知的障害のある人、並びに広島県育成会会員で知的障害のある人で、この制度の目的に賛同し、共済掛金を納入した人とする。

2. 施設、作業所を利用する知的障害のある人についても加入者とすることができる。

【役員】

第6条 この制度に役員として、10名以上20名以下の運営委員を置く。
(運営委員長1名、副運営委員長2名、事務局長1名を含む。)

【役員構成および選出】

第7条 運営委員は、次の団体から推薦を得た者の中から、広島県育成会会長が委嘱する。

- 1) 広島県手をつなぐ育成会理事
- 2) 施設長

- 3) 保護者
 - 4) 学識経験者
 - 5) AIU保険関係者
2. 運営委員長(以下「委員長」)および副運営委員長(以下「副委員長」)は、委員の互選により選出する。

【運営委員会】

第8条 この制度の業務の決定は、運営委員をもって組織する運営委員会によって行う。

ただし日常の軽易な業務は委員長が専決し、これを運営委員会に報告する。

2. 運営委員会は、必要に応じて会長・委員長が協議のうえ招集する。
3. 委員長は、委員の3分の1以上から運営委員会の招集を請求された場合には、すみやかに委員会を招集しなければならない。
4. 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
5. 運営委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ開会することができない。
6. 運営委員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除いては、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
7. 委員会の議事については議事録を作成し、議長およびその会議において選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。
8. 次の各号に掲げる事項を決定しようとするときは、委員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。
 - (1) 共済活動の事業計画および会計予算に関する事項
 - (2) 共済活動の事業報告および会計決算に関する事項
 - (3) この規約にもとづく規定、要綱の制定および改廃に関する事項
 - (4) その他、共済活動の運営に関する重要な事項

【役員の職務】

第9条 委員長は、この会を代表し会務を統括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、運営委員会においてあらかじめ指名された副委員長がその職務を代行する。
3. 運営委員は、運営委員会を構成し会務を執行する。
4. 広島県育成会監事(以下「監事」という)は、運営委員の会務執行の状況および会の財産の状況を監査する。また、監事は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

【役員の任期】

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

【職員】

第11条 この制度の事務を円滑に処理するため事務局を設置し、事務局長のほか職員若干名を

置くことができる。事務局業務は外部の機関に委託することができる。

2. 職員の任免は、広島県育成会会長が行う。

【支部】

第12条 この制度の円滑な運営を図るため、原則として各施設・作業所、各育成会・親の会ごとに支部を置き、各支部は所定の登録申請書をもって支部登録を行う。

2. 支部には支部長を置き、選任後1ヶ月以内に運営委員長に報告するものとする。また変更、交替した場合もこれに準ずる。

【財産の管理】

第13条 この制度の資産は、運営委員会の定める方法により、広島県育成会会長が管理する。

【経費の支弁】

第14条 この制度の経費は、会費または資産から生ずる収入およびその他の収入をもって充てる。

【予算】

第15条 この制度の予算は、毎会計年度開始前に委員長が編成し、運営委員会の承認を得なければならない。

【決算】

第16条 この制度の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内に運営委員長において作成し、監事の監査を受け、運営委員会の承認を得なければならない。

【会計年度】

第17条 この制度の会計は広島県育成会特別会計とする。
会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【運営規程】

第18条 この規約にもとづく事業の実施について必要な事項は、付添看護料共済活動運営規程を持って別に定める。

【規約の変更】

第19条 この規約を改定する場合には、運営委員会において発議し、広島県育成会理事会において審議したのち、広島県育成会総会において決定する。

【活動の廃止】

第20条 この制度は加入者の3分の2以上の同意を得た場合、広島県育成会の定款に定める手

続きを経て活動を廃止することができる。

【残余財産の処分】

第21条 この活動を廃止したときの残余財産の処分については、広島県育成会の定款に定める手続きを経て決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成 1 年 7 月 1 日より施行する。
- 2 平成 2 年 5 月 31 日改正 平成 2 年 6 月 4 日より施行する。
- 3 平成 5 年 9 月 29 日改正 平成 5 年 10 月 1 日より施行する。
- 4 平成 6 年 3 月 29 日改正 平成 6 年 5 月 1 日より施行する。
- 5 平成 9 年 3 月 25 日改正 平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 平成 10 年 3 月 19 日改正 平成 10 年 3 月 19 日より施行する。
- 7 平成 11 年 3 月 12 日改正 平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 平成 13 年 3 月 15 日改正 平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
- 9 平成 14 年 3 月 19 日改正 平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
- 10 平成 15 年 3 月 19 日改正 平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 11 平成 16 年 5 月 28 日改正 平成 16 年 6 月 1 日より施行する。
- 12 平成 17 年 3 月 25 日改正 平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 13 平成 20 年 3 月 28 日改正 平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 14 平成 21 年 3 月 28 日改正 平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 15 平成 26 年 3 月 15 日改正 平成 26 年 4 月 1 日より施行する。